

記者会見 令和3年10月13日(水) 15時～	
場所 庁議室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
総務部 人事課 (電話059-229-3106)	総務部人事課長 松田 孝行

## 津市自治会問題に係る職員の懲戒処分等について

このことについて、津市自治会問題において職員の問題となる行為、行き過ぎた行為があったとされる事案に関し、関係した職員に対して、地方公務員法の規定に基づき、令和3年10月13日付けで下記のとおり懲戒処分等を行いました。

### 記

#### 1 処分結果

津市自治会問題に係る職員の処分者数は、全体で155人となりました。

##### (1) 処分の内容別人数

懲戒処分内容	人数
減給4月 給料の10分の1を減ずる（地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号）	1
減給2月 給料の10分の1を減ずる（地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号）	10
戒告（地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号）	53
小計	64
懲戒処分未満の処分内容	人数
文書厳重訓告	33
文書訓告	58
小計	91
合計	155

##### (2) 処分の職位別人数

	減給	戒告	文書厳重訓告	文書訓告	計
部長級	4	28	0	0	32
部次長級	0	9	12	1	22
課長級	1	4	6	6	17
小計	5	41	18	7	71
その他一般職員	6	12	15	51	84
合計	11	53	33	58	155

なお、津市長については、今回の津市自治会問題を受けて、職員の処分に先立ち、令和3年7月及び8月分（2か月分）の給料を無給としました。

また、盆野副市長についても、既に令和3年7月及び8月分（2か月分）の給料を無給としています。

## 2 処分の対象案件

令和3年5月27日付けで津市自治会問題に関する調査チームから提出された「津市自治会問題に関する最終報告書」に記載されている全ての調査実施案件を処分の対象としました。このため、同月21日付けで提出された「調査実施案件（No. 1～No. 20-3）調査結果報告書」において、「職員の問題となる行為、行き過ぎた行為」があったとされたものについて、職員から直接聞き取りを行った法律顧問弁護士に確認の上、関係する職員から顛末書等の提出を求め、必要に応じて聞き取りを行い、事実確認を行いました。

また、津市議会等から調査結果報告書に記載されていないと指摘があったものについても、事実確認を行い、処分の対象に加えています。

さらには、職員221人から提出された顛末書や報告書（提出数502件）の内容から判明した新たな事実についても処分の対象としました。

## 3 処分の審査

津市職員処分審査委員会は、会長に稗田副市長を、副会長には総務部長をもって充てるほか、委員については津市職員処分審査委員会設置要綱第6条の規定を踏まえ、処分対象事案に直接的に関係のない職員を任命しました。

また、公平公正な処分をするため、法律顧問弁護士の他に行政対象暴力に見識のある弁護士に対しても意見を伺った上で処分を審査しました。

4 非違行為に対する懲戒処分の内容等

- (1) 減給4月 給料の10分の1を減ずる（地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号） 1人

被処分者	処分対象となった行為
<p>こども支援課技能員(兼)さくら児童館【再任用】(当時 人権課副主幹(兼)中央市民館担当技能長ほか) (60歳)</p>	<p>大井町自治会に係るごみ一時集積所設置等事業補助金に関する事案において、相生町自治会が廃棄処分するごみ一時集積所を勤務時間中に洗浄し、大井町に設置する等、元相生町自治会長からの要求に応じた行為、ごみ一時集積所設置等事業補助金に関する事案において、勤務時間中にごみ一時集積所の組み立て作業等を行った行為、防犯灯補助金に関する事案において、勤務時間中に灯具専用柱を設置した行為、公園管理業務委託への市職員の関与に関する事案において、勤務時間中に自治会に代わって公園の除草作業を行った上、作業の見返りに報酬等を得ていた行為、中央市民館職員等によるフードバンクへの関与に関する事案において、勤務時間中に食材の搬入や配送等の業務を行った行為、市職員の私的利用に関する事案において、勤務時間中に元相生町自治会長の私的な作業等を行った行為、相生町自治会長の事務所に津市相川建設作業事務所の廃材置き場にあったレンガが使用された事案において、市の資材を持ち出して勤務時間中に元相生町自治会長個人の事務所整備を行った行為</p>

- (2) 減給2月 給料の10分の1を減ずる（地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号） 10人

被処分者	処分対象となった行為
<p>政策財務部税務・財産管理担当理事 (兼)特別滞納整理推進担当理事(当時 市民部人権担当理事) (59歳)</p>	<p>中央市民館職員等によるフードバンクへの関与に関する事案において、中央市民館をフードバンクの食材等の保管場所等として使用することを黙認していた行為、また、部下職員が勤務時間中に食材の搬入や配送等の業務を行っていたことを黙認していた行為、市職員の私的利用に関する事案において、部下職員から勤務時間中に元相生町自治会長の私的な作業等を行っていることについて相談を受けたにもかかわらず、直ちに抜本的な対応を取らなかった行為、謝罪(土下座・丸刈り)に関する事案において、部下職員等に土下座や丸刈りするよう伝達した行為、相生町自治会長が関与する飲食店の利用に関する事案において、飲食店利用の取りまとめや集金等を行った行為</p>

<p>ビジネスサポートセンター長(兼) 商工観光部経営支援・企業誘致担当理事 (当時 商工観光部長) (59歳)</p>	<p>津市商工業振興等関係補助金に関する事案において、商店街等活性化推進事業に係る取扱要領等を拡大解釈し、明らかに制度趣旨に反した認定を自らが決定して部下職員に指示した行為、また、改装箇所の確認についても、部下職員が改装後であるとする状況を写真に収めるにとどまり、改装費補助の事務を進めた行為</p>
<p>会計管理者 (当時 総務部長) (58歳)</p>	<p>特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑について、特定の津市職員が深く関与していた事実において、後に職員が長期間にわたり、元相生町自治会長が経営に関与するスナックで報酬を得て働いているとの情報を得ながら、直ちに職員の処分を所管する者として適切な処置を取らなかった行為</p>
<p>政策財務部担当理事・土地開発公社派遣 (当時 都市計画部次長) (57歳)</p>	<p>謝罪(土下座・丸刈り)に関する事案において、部下職員に対して不必要な反省の場を設けた行為や部下職員等に土下座や丸刈りするよう伝達した行為、相生町自治会長が関与する飲食店の利用に関する事案において、飲食店利用の取りまとめや集金等を行った行為、特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑について、特定の津市職員が深く関与していた事実において、職員が長期間にわたり、元相生町自治会長が経営に関与するスナックで報酬を得て働いていたことを知りながら、適切な処置を取らなかった行為</p>
<p>地域調整室長 (53歳)</p>	<p>津市商工業振興等関係補助金に関する事案において、元相生町自治会長からの要求に応じ、商店街等活性化推進事業補助金における店舗賃貸契約書の作成や提出を行うなどの過大な事務支援を行った行為、公園管理業務委託への市職員の関与に関する事案において、部下職員が勤務時間中に自治会に代わって公園の除草作業を行っていたことを知りながら、黙認していた行為、中央市民館職員等によるフードバンクへの関与に関する事案において、中央市民館をフードバンクの食材等の保管場所等として使用することを黙認していた行為、また、部下職員が勤務時間中に食材の搬入や配送等の業務を行っていたことを黙認していた行為、市職員の私的利用に関する</p>

	<p>事案において、部下職員が勤務時間中に元相生町自治会長の私的な作業等を行っていることを知ったにもかかわらず、抜本的な対応を取らなかった行為、相生町自治会長が関与する飲食店の利用に関する事案において、飲食店利用の取りまとめや集金等を行った行為</p>
<p>人権課中央市民館担当主幹(兼) 地域調整室地域調整担当主幹(併) 人権教育課 (52歳)</p>	<p>公園管理業務委託への市職員の関与に関する事案において、部下職員から勤務時間中に自治会に代わって公園の除草作業を行っていることについて相談を受けたにもかかわらず、何ら対応を取らなかった行為、市職員の私的利用に関する事案において、部下職員から勤務時間中に元相生町自治会長の私的な作業等を行っていることについて相談を受けたにもかかわらず、何ら対応を取らなかった行為</p>
<p>こべき保育園主査(当時 北口保育園主査ほか) (37歳)</p>	<p>特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑について、特定の津市職員が深く関与していた事実において、長期間にわたり、元相生町自治会長が経営に関与するスナックで報酬を得て働いていた行為</p>
<p>安濃保育園主査 (38歳)</p>	<p>特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑について、特定の津市職員が深く関与していた事実において、長期間にわたり、元相生町自治会長が経営に関与するスナックで報酬を得て働いていた行為</p>
<p>芸濃総合支所地域振興課産業振興・環境担当技能長(当時 環境事業課事業担当技能長(兼)清掃指導員) (51歳)</p>	<p>ごみ一時集積所設置等事業補助金に関する事案において、勤務時間中にごみ一時集積所の組み立て作業等を行った行為、自治会掲示板設置補助金に関する事案において、勤務時間中に掲示板の修繕及び新設作業を行った行為、公園管理業務委託への市職員の関与に関する事案において、作業の見返りに報酬等を得ていた行為、市職員の私的利用に関する事案において、勤務時間中に元相生町自治会長の私的な作業等を行った行為、相生町自治会長の事務所に津市相川建設作業事務所の廃材置き場にあったレンガが使用された事案において、勤務時間中に元相生町自治会長個人の事務所整備を行った行為</p>

<p>河芸教育事務所主任技能員(兼)技術員(当時 中央市民館主任技能員(兼)技術員)(50歳)</p>	<p>ごみ一時集積所設置等事業補助金に関する事案において、勤務時間中にごみ一時集積所の組み立て作業等を行った行為、自治会掲示板設置補助金に関する事案において、勤務時間中に掲示板の修繕及び新設作業を行った行為、公園管理業務委託への市職員の関与に関する事案において、勤務時間中に自治会に代わって公園の除草作業を行った行為、中央市民館職員等によるフードバンクへの関与に関する事案において、勤務時間中に食材の搬入や配送等の業務を行った行為、市職員の私的利用に関する事案において、勤務時間中に元相生町自治会長の私的な作業等を行った上、作業の見返りに報酬等を得ていた行為</p>
---	---

(3) 戒告（地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号） 53人

被処分者	処分対象となった行為
<p>政策財務部長(当時 市民部地域連携担当理事)(59歳)</p>	<p>自治会掲示板設置補助金に関する事案において、部下職員が申請書類の作成や完成確認の写真撮影を行うなど、過大な事務支援を行っていたことに対する管理監督責任</p>
<p>市民部人権担当理事(57歳)</p>	<p>津市商工業振興等関係補助金に関する事案において、元相生町自治会長からの要求に応じ、商工業振興等関係補助金申請書及び実績報告書を作成するなどの過大な事務支援を行った行為、公園管理業務委託への市職員の関与に関する事案において、部下職員が勤務時間中に自治会に代わって公園の除草作業を行っていたことを知りながら、黙認していた行為、市職員の私的利用に関する事案において、部下職員が勤務時間中に元相生町自治会長の私的な作業等を行っていたことを知りながら、黙認していた行為、謝罪(土下座・丸刈り)に関する事案において、部下職員等に土下座や丸刈りするよう伝達した行為、相生町自治会長が関与する飲食店の利用に関する事案において、飲食店利用の取りまとめや集金等を行った行為</p>

<p>国体・障害者スポーツ大会推進局長 (当時 市民部地域連携担当参事 (兼)地域連携課長) (55歳)</p>	<p>自治会掲示板設置補助金に関する事案において、部下職員が申請書類の作成や完成確認の写真撮影を行うなど、過大な事務支援を行っていたことに対する指揮監督責任</p>
<p>環境部長 (56歳)</p>	<p>資源持ち去り防止パトロールに関する事案において、部下職員が自治会に代わって、本来自治会が作成すべき書類等を作成するなどの過大な事務支援を行っていたことに対する管理監督責任、謝罪(土下座・丸刈り)に関する事案において、部下職員等に土下座や丸刈りするよう伝達した行為</p>
<p>環境部環境施設担当理事(当時 環境部次長) (55歳)</p>	<p>資源持ち去り防止パトロールに関する事案において、部下職員が自治会に代わって、本来自治会が作成すべき書類等を作成するなどの過大な事務支援を行っていたことに対する管理監督責任、謝罪(土下座・丸刈り)に関する事案において、部下職員等に土下座や丸刈りするよう伝達した行為</p>
<p>商工観光部長(当時 環境部環境事業担当参事(兼)環境事業課長) (60歳)</p>	<p>市職員の私的利用に関する事案において、部下職員が勤務時間中に元相生町自治会長の私的な作業等を行っていたことに対する指揮監督責任、相生町自治会長の事務所に津市相川建設作業事務所の廃材置き場にあったレンガが使用された事案において、部下職員が勤務時間中に元相生町自治会長個人の事務所整備を行ったことに対する指揮監督責任</p>
<p>農林水産部長(当時 環境部環境政策担当参事(兼)環境政策課長ほか) (60歳)</p>	<p>資源持ち去り防止パトロールに関する事案において、部下職員が自治会に代わって、本来自治会が作成すべき書類等を作成するなどの過大な事務支援を行っていたことに対する指揮監督責任、謝罪(土下座・丸刈り)に関する事案において、部下職員等に土下座や丸刈りするよう伝達した行為</p>
<p>建設部長(当時 建設部津北工事事務所長ほか) (56歳)</p>	<p>市職員の私的利用に関する事案において、部下職員が勤務時間中に頻回にわたり、元相生町自治会長の私的な作業等を行ったことに対する指揮監督責任及び管理監督責任</p>

<p>上下水道事業局長（当時 水道局長 （兼）水道技術管理担当理事） （59歳）</p>	<p>市職員の私的利用に関する事案において、部下職員が勤務時間中に頻回にわたり、元相生町自治会長の私的な作業等を行ったことに対する管理監督責任</p>
<p>上下水道管理局長（当時 市民部地域連携担当理事）（57歳）</p>	<p>自治会掲示板設置補助金に関する事案において、部下職員が申請書類の作成や完成確認の写真撮影を行うなど、過大な事務支援を行っていたことに対する管理監督責任</p>
<p>市民部次長（当時 農林水産部次長）（56歳）</p>	<p>謝罪（土下座・丸刈り）に関する事案において、部下職員に謝罪を求め、その結果、当該職員が土下座の上、謝罪するに至った行為</p>
<p>環境部環境政策担当参事（兼）環境政策課長（当時 環境政策課長） （54歳）</p>	<p>資源持ち去り防止パトロールに関する事案において、部下職員が自治会に代わって、本来自治会が作成すべき書類等を作成するなどの過大な事務支援を行っていたことに対する指揮監督責任</p>
<p>環境部環境事業担当参事（兼）環境事業課長（57歳）</p>	<p>ごみ一時集積所設置等事業補助金に関する事案において、部下職員が翌年度以降の補助金申請に備え、設置から3年を経過するごみ一時集積所を凶面に落として準備していたなどの過大な事務支援を行ったこと、また、部下職員が勤務時間中にごみ一時集積所の組み立て作業等を行っていたことに対する指揮監督責任、市職員の私的利用に関する事案において、部下職員が勤務時間中に元相生町自治会長の私的な作業等を行っていたことに対する指揮監督責任</p>
<p>健康福祉部新型コロナウイルスワクチン接種推進担当参事（兼）新型コロナウイルスワクチン接種推進室長 （当時 対話連携推進室対話連携担当主幹）（55歳）</p>	<p>集会所建築等補助金に関する事案において、建物賃貸借契約書の作成を支援したほか補助金申請に関し、過大な事務支援を行った行為</p>

<p>都市計画部次長（当時 水道局次長）（59歳）</p>	<p>市職員の私的利用に関する事案において、部下職員が勤務時間中に頻回にわたり、元相生町自治会長の私的な作業等を行ったことに対する管理監督責任</p>
<p>建設部用地・地籍調査推進担当参事（兼）用地・地籍調査推進課長（当時 建設整備課長（兼）調達契約課設計審査担当副参事・公共工事総合評価担当副参事）（52歳）</p>	<p>市職員の私的利用に関する事案において、部下職員が勤務時間中に頻回にわたり、元相生町自治会長の私的な作業等を行ったことに対する指揮監督責任</p>
<p>建設部津北工事事務所長（当時 津北工事事務所維持担当副参事）（53歳）</p>	<p>市職員の私的利用に関する事案において、部下職員が勤務時間中に頻回にわたり、元相生町自治会長の私的な作業等を行ったことに対する指揮監督責任</p>
<p>消防本部消防団担当参事（併）危機管理部担当参事（当時 環境部環境政策担当参事（兼）環境政策課長）（58歳）</p>	<p>資源持ち去り防止パトロールに関する事案において、部下職員が自治会に代わって、本来自治会が作成すべき書類等を作成するなどの過大な事務支援を行っていたことに対する指揮監督責任</p>
<p>議会事務局次長（当時 商工観光部次長）（57歳）</p>	<p>津市商工業振興等関係補助金に関する事案において、商店街等活性化推進事業に係る取扱要領等を拡大解釈し、明らかに制度趣旨に反した認定を行った行為、また、改装箇所の確認について、部下職員が改装後であるとする状況を写真に収めるにとどまり、改装費補助の事務を進めていたことに対する管理監督責任</p>
<p>アストプラザ館長（兼）アストプラザオフィス所長（併）橋北公民館長（当時 地域調整室地域調整担当主幹）（53歳）</p>	<p>相生会館、さくら湯の修繕工事に関する事案において、実際にはさくら湯の床修繕工事でありながら、中央市民館を床修繕したとする虚偽の書類を作成し、不適切な見積合わせによる意図的な分割発注を上司からの指示により行った行為</p>
<p>総務企画課長（兼）調整・総務企画担当主幹（当時 地域連携課対話連携担当副主幹）（48歳）</p>	<p>自治会掲示板設置補助金に関する事案において、申請書類の作成や完成確認の写真撮影を行うなど、過大な事務支援を行った行為</p>

<p>環境政策課資源循環推進担当副参事 (兼)環境学習センター長(当時 環境政策課資源循環推進担当主幹) (49歳)</p>	<p>資源持ち去り防止パトロールに関する事案において、元相生町自治会長に代わって委託契約書に押印するなどの過大な事務支援を行った行為</p>
<p>観光振興課長(兼)事業者応援プロジェクト推進担当副参事(当時 地域連携課長)(50歳)</p>	<p>自治会掲示板設置補助金に関する事案において、部下職員が申請書類の作成や完成確認の写真撮影を行うなど、過大な事務支援を行っていたことに対する指揮監督責任</p>
<p>健康づくり課調整・管理担当主幹 (当時 地域調整室地域調整担当副主幹)(52歳)</p>	<p>相生会館、さくら湯の修繕工事に関する事案において、実際にはさくら湯の床修繕工事でありながら、中央市民館を床修繕したとする虚偽の書類を作成し、不適切な見積合わせによる意図的な分割発注を上司からの指示により行った行為</p>
<p>水道工務課調整・工事担当主幹(兼)企画員(当時 津北工事事務所維持担当主幹ほか)(48歳)</p>	<p>市職員の私的利用に関する事案において、長期間及び頻回にわたり、勤務時間中に元相生町自治会長の私的な作業等を行った行為</p>
<p>生涯学習課青少年担当主幹(兼)青少年センター(当時 地域連携課対話連携担当副主幹)(53歳)</p>	<p>自治会掲示板設置補助金に関する事案において、申請書類の作成や完成確認の写真撮影を行うなど、過大な事務支援を行った行為</p>
<p>環境事業課指導・事業担当副主幹(兼)環境政策課(58歳)</p>	<p>ごみ一時集積所設置等事業補助金に関する事案において、翌年度以降の補助金申請に備え、設置から3年を経過するごみ一時集積所を図面に落としとして準備するなどの過大な事務支援を行った行為、また、勤務時間中にごみ一時集積所の組み立て作業等を行った行為</p>
<p>環境事業課事業担当技能長(兼)清掃指導員(54歳)</p>	<p>ごみ一時集積所設置等事業補助金に関する事案において、勤務時間中にごみ一時集積所の組み立て作業等を行った行為</p>

<p>環境事業課事業担当技能長(兼)清掃指導員(当時 環境事業課主任技能員(兼)技術員ほか)(49歳)</p>	<p>ごみ一時集積所設置等事業補助金に関する事案において、勤務時間中にごみ一時集積所の組み立て作業等を行った行為、公園管理業務委託への市職員の関与に関する事案において、作業の見返りに報酬等を得ていた行為</p>
<p>環境事業課事業担当技能長(兼)清掃指導員(当時 津北工事事務所主任技能員(兼)技術員・津南工事事務所)(53歳)</p>	<p>公園管理業務委託への市職員の関与に関する事案において、作業の見返りに報酬等を得ていた行為</p>
<p>神戸出張所長【再任用】(当時 環境部次長)(64歳)</p>	<p>資源持ち去り防止パトロールに関する事案において、部下職員が自治会に代わって、本来自治会が作成すべき書類等を作成するなどの過大な事務支援を行っていたことに対する管理監督責任</p>
<p>事業推進課主査(兼)経営管理課主査【再任用】(当時 建設部次長(兼)総務部設計審査担当参事)(64歳)</p>	<p>市職員の私的利用に関する事案において、部下職員が勤務時間中に頻回にわたり、元相生町自治会長の私的な作業等を行ったことに対する管理監督責任</p>
<p>香良洲総合支所地域支援員(兼)一志総合支所地域支援員【再任用】(当時 環境部長)(62歳)</p>	<p>資源持ち去り防止パトロールに関する事案において、部下職員が自治会に代わって、本来自治会が作成すべき書類等を作成するなどの過大な事務支援を行っていたことに対する管理監督責任</p>
<p>白山総合支所地域支援員(兼)美杉総合支所地域支援員【再任用】(当時 建設部津北工事事務所長)(64歳)</p>	<p>市職員の私的利用に関する事案において、部下職員が勤務時間中に頻回にわたり、元相生町自治会長の私的な作業等を行ったことに対する管理監督責任</p>
<p>白山総合支所地域振興課主査(兼)白山総合文化センター館長(併)うぐいす図書館長【再任用】(当時 建設部次長)(64歳)</p>	<p>市職員の私的利用に関する事案において、部下職員が勤務時間中に頻回にわたり、元相生町自治会長の私的な作業等を行ったことに対する管理監督責任</p>

被処分者	処分事由
政策財務部検査担当理事 (56歳)	今回の津市自治会問題は、公平性を欠き、不適切な行政又はこれを疑われるものであって、この問題が組織全体に及び、本市の市政に重大な信用失墜をもたらしたものであることに鑑み、幹部職員としてこの問題に適切に対応することなく、是正するに至らなかったことについて、処分対象となった行為には該当しないものの、この問題に関し何らかの関与が認められた部長級職員に対する管理監督責任（指導監督不適正）
総務部長（56歳）	
市民部長（59歳）	
市民部地域連携担当理事 (58歳)	
スポーツ文化振興部長（57歳）	
健康福祉部長（57歳）	
健康福祉部担当理事・三重県後期 高齢者医療広域連合派遣 (58歳)	
健康福祉部こども政策担当理事 (57歳)	
健康福祉部健康医療担当理事 (55歳)	
都市計画部長（57歳）	
ボートレース事業部長（57歳）	
久居総合支所長（58歳）	
三重短期大学事務局長（59歳）	
議会事務局長（60歳）	
教育委員会事務局教育次長 (56歳)	
選挙管理委員会事務局選挙担当 理事(兼)選挙管理委員会事務局 長（58歳）	
監査事務局監査担当理事(兼)監 査事務局長（56歳）	
農業委員会事務局農地・農業振興 担当理事(兼)農業委員会事務局 長（58歳）	

## 5 懲戒処分未満の内容等

非違行為に対する懲戒処分のほか、その他不適切な事務処理（公平公正とはいえない事務執行又は杜撰な事務執行）、倫理上の不適切な関係の構築等を行った職員等に対し、文書厳重訓告（33人）又は文書訓告（58人）の処分を行いました。

### 【参考】

- (1) 処分対象者は、令和3年10月13日時点において職員（再任用職員を含む。）である者としてしました。

(2) 今回の津市自治会問題は、複数の部署にまたがった広範囲かつ複数年にわたって長期間に行われていた問題であるため、職員の処分については、この津市自治会問題を一連の「一つの事案」また、「組織的な事案」として取り扱い、一人につき一つの処分を決定しました。

(3) 処分の機関別人数

任命権者名	人数
市長の事務部局	125
上下水道事業管理者の事務部局	10
消防本部	1
議会の事務部局	2
教育委員会の事務部局	13
選挙管理委員会の事務部局	2
監査委員の事務部局	1
農業委員会の事務部局	1
合計	155